

令和5年4月27日  
京 都 府

## 1 第33次地方制度調査会

### <現 状>

- 令和4年1月発足。全国知事会からは、平井会長が委員として総会等に出席

#### 【諮問事項】

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方

- 第2回総会（令和4年6月3日）及び第3回総会（令和4年12月21日）において、平井会長から以下の点について発言

#### 【新型コロナウイルス感染症への対応】

- ・ 現場や地域の実情に即した対策のあり方
- ・ 新しい感染症制度の創設と恒久的な財源保障

#### 【社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展への対応】

- ・ 地域におけるデジタル人材の確保
- ・ 基盤整備のデジタル化

#### 【国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係】

- ・ 「国と地方の協議の場」における分野別分科会の活用
- ・ 国と地方の対話の機会の制度化

### <今後の対応>

- 専門小委員会を月1～2回程度開催し、平井会長からの発言も踏まえ議論しているところ。今秋頃に答申をとりまとめ

## 2 会計年度任用職員への勤勉手当の支給

### <現 状>

- 令和2年4月1日 会計年度任用職員制度が創設され、国が以下のとおり公表

#### 【公表事項】

- ・ 期末手当が支給可能に
- ・ 勤勉手当は各団体における期末手当の定着状況を踏まえ検討すべき

→ 期末手当しか支給されない会計年度任用職員は、制度創設以来、引下げ改定のみであるため、国に改善を要求

- 国としても、問題意識を踏まえられる中で

- ・ 各団体において期末手当の支給が定着してきたこと
- ・ 国の期間業務職員には勤勉手当が支給されている 等

から、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給すべく、地方自治法を改正（令和5年4月26日、可決、成立）

### <今後の対応>

- 必要経費を支給すべく、各自治体向けに調査が検討されているところ。結果も含め、適切に地方財政措置するよう要請